

2001年度

「小泉不況」下の高校生の修学保障に関するアンケート調査のまとめ

2002年3月26日

目 次

《2001年度》『小泉不況』下の高校生の修学保障に関するアンケート調査の結果について … 1 2002年3月26日 日本高等学校教職員組合中央執行委員会	
「小泉不況」下の高校生の修学保障に関するアンケート調査のまとめ … 6	
Ⅰ 調査の概要 … 6	
Ⅱ 調査結果のまとめ … 7	
1. 授業料等の納入金について … 7	
2. 授業料滞納の状況について … 9	
3. 授業料滞納者への対応について … 11	
4. 経済的理由で退学あるいは修学旅行を取りやめた例について … 19	
5. 授業料減免制度について … 21	
6. 奨学金制度について … 24	
7. 修学奨励金について … 26	
8. 高校生の就学保障に必要な制度の改善、新たな施策について … 27	
9. 授業料担当者として感じること … 28	
「小泉不況」下の高校生の修学保障に関する調査用紙 … 31	

日本高等学校教職員組合

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館

TEL 03-3230-0284 E-mail : nikkokyo@cg.mbn.or.jp

《2001年度》

『小泉不況』下の高校生の修学保障に関するアンケート調査の結果について

2002年3月26日

日本高等学校教職員組合中央執行委員会

日高教は2001年11月、日高教構成組織の28道府県・政令市の高教組を通じて、『小泉不況』下における高校生の修学保障に関するアンケート調査を実施しました。「調査」は、各組織で全日制普通科3校、職業科2校、定時制1校を抽出することとし、各校事務職員の協力を得てとりくまれました。なお、抽出にあたっては、2000年度抽出校以外で、特に困難をかかえた学校を対象とするよう要請しました。以下は、今回の調査に回答の寄せられた、19道県・政令市82校(全日制74、定時制13、通信制2、専攻科2)の結果をまとめたものです。

「調査」には、長引く不況、とりわけ、「小泉構造改革」のもとで、失業・倒産など、父母の労働実態や家庭の経済状況の悪化が深刻になり、高校生の学習権をも脅かす事態の進行が浮き彫りになっています。とりわけ、記述部分には、事務職員や担任など担当者の事態の深刻さに対する悲鳴や為政者への怒りがにじんでいます。

今年度の「調査」の特徴は、次の諸点です。

1. 授業料等の教育費父母負担および授業料滞納状況について

- (1) 各都道府県公立高校の授業料が準拠している総務省基準が引きあげられ、多くの県で授業料月額を今年度から、全日制9,000円を9,300円に、定時制2,400円を2,500円に値上げしています。また、今年度据え置いた県も来年度以降値上げを予定しています。労働者・国民のくらしが危機的な状況のもとで、高校授業料値上げを実施し、さらには、来年度から国立大学学費値上げも打ち出す小泉自民党政治は、子どもたちの学習権の保障を省みない、まさに庶民いじめの政治、「米百俵」の精神に背く施政といえます。
- (2) 県や学校によって異なりますが、授業料以外の学校納付金がかなりの額にのぼり、教科書代、通学費、部活動に要する経費などを加えると重い教育費負担が父母、生徒にのしかかっています。PTA会費30,000円(年額)、生徒会費19,400円(年額)、修学旅行積立金130,000円(全額)など高額の例もあり、また、実習費、環境衛生費、進路指導費、部活動後援会費、「緑の会費」、後援会費などの名目でかなりの負担を強いられている学校納付金の中には、本来公費でまかなわれるべき経費が相当含まれていると考えられます。それぞれの学校でこうした納付金の性格、内容、使われ方を再検討し、教育活動に必要な経費を行政の責任で措置させる要求と運動を強めるこ

とがひきつづき緊急の課題となっています。

- (3) 授業料滞納状況は、とりわけ、「3ヶ月以上」の長期滞納が急増しています。学校・学校数・対象生徒数が異なるので単純な比較は出来ませんが、昨年度調査と比べても約2倍(2000年度371人が722人に)となっています。また、学校によって大きな差があります。全定平均では3ヶ月滞納生徒の全生徒数に対する割合が1.31%となっていますが、定時制では13.38%と10倍以上になっています【表1】。学校ごとにみると、定時制で40%を超える高校もあり、全日制でも北海道・山口・高知などでは全国平均の4～13倍になっている高校もあります【表2】。こうした状況は家庭の経済状況の困難をかかえた生徒が特定の学校に集中している、学校による格差がこれまで以上にひろがっていることを示しています。

自由記述欄には「授業料滞納の理由、事例」として、借金の滞納金の返済、家族の病気、多額の負債、倒産、リストラ、経営不振、自己破産、賃金カット、親の離婚、母子・父子家庭など、生活の基盤である家庭生活の悪化、家族関係の崩壊状況など、昨年以上に深刻な事態が浮き彫りになっています。

2. 経済的理由による退学、修学旅行不参加

- (1) 経済的理由で退学した生徒数は、「退学届」の退学理由欄の多くが「一身上の理由」とされ明確には把握しにくいものですが、それでも、1999年度3人、2000年度10人、2001年度14人(10月末まで)と年度を追って増大しています【表3】。この数字も実態の一部であると考えられます。

文部科学省の調査(2000年度「生徒指導上の諸問題の現状」)によれば、「経済的理由」で中退した生徒は全国の公立高校で全中退者の2.0%(1,482人)、私立高校では5.7%であり、公私立ともに前年度比でそれぞれ0.1ポイント増となっています。同調査で、「家庭の事情」を理由とした中退者が公立4.3%(対前年度比0.1ポイント増)、「専修・各種学校への進路変更希望」が同じく2.9%、「就職への進路変更希望」が22.7%であり、これらの中退理由の中にも「経済的理由」の生徒が相当数含まれていると考えることができます。

- (2) 経済的理由で修学旅行の参加を取りやめた生徒数が、1999年度15人、2000年度34人、2001年度87人と急増しています【表4】。退学の増大とあわせ考えると、子どもたちの学習権に家庭の経済状況の悪化、政府の経済政策の失政がいかにか大きな影を落としているか、雄弁に物語っています。

3. 授業料減免措置の状況、減免制度の改善・拡充を

- (1) 授業料減免者数は、99年度2,346人(6.53%)、2000年度3,565人(7.26%)、2001年度

4,028人(7.73%)と年々増加しています【表6】。とくに定時制では22.79%と高率であり、家庭の経済状況の悪化がますます深刻化していることを示しています。しかも、年々増加している減免者数も援助が必要と考えられる生徒数や申請者数からみれば、さまざまな条件によって低くおさえられていると考えられます。

- (2) 「減免制度改善のために必要と思うこと」では、第1に「家計収入基準の緩和」(46.0%)、第2に「添付書類の簡素化」(27.6%)、第3に「減免適用の遡及」(23.0%)、第4に「減免制度の広報の徹底」(21.8%)が指摘されています【表8】。授業料減免措置を受ける生徒の増大は、その周辺に援助が必要であるにもかかわらず、減免を受けられない生徒が多数いるということを推定させます。

「現行制度の問題点」記述欄にも、「減免制度のPR不足」「収入基準があるために保護者の扶養能力がない場合に免除ができない」「借金による貧困が救えない」「全額免除が年度初めしかだめ。基準金額が低く(所得割20,000円未満)厳しい。施設、交通遺児、生活保護、災害等で途中からはダメ、家族で収入ありはダメ」「家計に急激な変化があった場合、緊急申請は可能だが、所得証明は昨年度の提示を求められ、現状が反映されない」などの記載があり、担当者として「減免措置の拡大」「減免制度の改善」が訴えられています。とりわけ重大なことは、「成績基準」を設けている県があることです。日本国憲法・教育基本法が掲げる「教育の機会均等の保障」のための措置である減免制度の本来の趣旨を根本的にゆがめるものです。高校進学率が97%に達し、「経済的理由」による退学が増大しているこんにち、早急に解消する必要があります。

4. 事務担当者や担任の負担の増大

- (1) 「授業料徴収事務には教育的配慮は不可欠だが、不況等による経済的困窮や納入義務意識の低さなど、いかんともしがたい実情との板挟みにあい、担当者が責任感をつよく持てば持つほど、1人で苦勞することになる。毎日の持ち帰りの督促による電話料金の自己負担。時には家庭や職場を訪ねることもあり、精神的苦痛は年間を通じて途切れることがない」「今、学校事務職員の中で一番きつい仕事」など、授業料滞納者への督促や指導にかかわって担当事務職員や担任は心を痛めています。物理的・精神的な負担が大きく、具体的改善が求められています。

授業料の「督促業務」については、事務室と職員室で担当者と担任等で連絡をよくとりあい、生徒や父母との信頼関係にもとづきながら、生徒の家庭状況等を把握し、生徒を励まし必要な援助の手だてをとることが教育上必要です。その場合も、事務長や学校長は担当者まかせにせず、適切なアドバイスと具体的援助が求められます。

また、過重な労働条件等の面も検討する必要があります。夜間に家庭訪問を繰り返したり、夜、担当者が自宅から督促の電話をしたり、場合によると、担当者が滞納分を立て替えたりといった実態は、精神的・肉体的にも経済的にも大きな負担です。根本

的な解決は、「授業料の無償化」であることを明確にしながら、授業料を「利用料」として扱う行政の考えを改めさせ、こうした事務職員や担任の負担を軽減する行政措置を要求する必要があります。

- (2) また、これまでの各項目の自由記述欄には、「家族による授業料の使い込み」「保護者の無責任(借金、酒…)」 「滞納に慣れきってしまい、軽視している親がいる」「『学校は倒産しない』とウソ吹く親もいた」「電話・文書連絡にも応答なし」「自分たちの生活は確保し、学校に納める金がないというとらえ方をしている者がある」「納付意識の欠如」「平気でウソをつく親がいる」「家計の中で遊興費にあてても授業料を工面する方途を選択する気もない」などの記述がありますが、ここにはこれらの背景の家庭の経済状況の深刻さとともに、一種のモラル・ハザードの進行もうかがわせています。

5. 奨学金制度、修学奨励制度の拡充を

- (1) 高校奨学金の受給者も、1999年度 856人(2.95%)、2000年度 1,475人(3.43%)、2001年度 1,616人(3.66%)と一定の伸びを示しています【表9】。しかし、完全失業率 5.3%、「潜在的失業者」を含めると 10%700万人を超える長引く大不況、リストラ・倒産があいつぎ、自殺者も3万人を超えとりわけ 40～50歳代が急増、自死遺児が4年前の8倍(全国で12万人以上)となるなか、経済的理由による中途退学者や修学旅行不参加者の増大をみると、奨学金制度が必要な度合いに見合って充実しているとはとてもいえません。

「調査」では、「緊急に改善すべきこと」として、「手続き書類の簡素化」(33.3%)、「家計収入基準の緩和」(29.9%)、「貸与制から給付制にかえる」(23.0%)、「成績基準をなくす」(21.8%)、「年度途中も申請できるようにする」(18.4%)となっています【表10】。いずれも重要な改善の課題です。また、「その他」記述欄の「年度途中で状況が変化する家庭が増えているが、ほとんどの奨学金が年度当初の採用のみでそうした家庭への支援が難しい」「県奨学金は家族以外の保証人が必要なため、保証人がなくて申請できない場合がある。保証人は親だけで十分ではないか」なども重要な指摘であり、改善が求められます。

- (2) 「失職・破産・病気等又は、火災・風水害等により家計が急変したため修学困難な生徒に」対し、日本育英会が1999年度より設けている「緊急採用奨学金制度」の対象になった生徒は、「調査」では1999年度10人、2000年度23人、2001年度26人と増えており【表11】、その理由も、「有珠山噴火による家計の困窮」「父親の失業」「父母のリストラ」「倒産・自営会社の経営不振」「父母の病気」といずれも深刻です。採用対象者が増えているとはいえ、高校・大学・短大・専門学校・大学院の生徒・学生を含め採用予定人員を「1万人程度を目途と」していること、「学力」基準を設け

ていること等を考えると、緊急な援助の必要性を十分に満たしているとは思えません。とりわけ、貸与制であること、貸与額が第一種奨学金と同額(高校自宅 18,000 円)であること、貸与期間が採用年度末までの1年以内であることなど問題点も多く、改善・拡充が求められています。

(3) 大学、専門学校などの予約奨学金制度の受給希望者は第一種(無利子)が 2001 年度 447 人から 2002 年度 546 人へ、きぼう 21 プラン(有利子)が 2001 年度 225 人から 2002 年度 330 人へといずれも増えています【表 12】。今年度の問題点として、内定決定時期が例年の 9 月～ 10 月だったものが年明けに大幅に遅れ、受給希望生徒や父母に不安を与えたことがあげられます。これは、小泉内閣の「特殊法人改革」が理由とされており、政府の責任は重大です。

(4) 定時制生徒に貸与される修学奨励金(月額 12,000 円)の受給者は、99 年度 1.13%、2000 年度 1.65%、2001 年度 1.64%であり【表 13】、授業料滞納状況等とあわせて検討したとき、きわめて低くおさえられているとみることができます。それはこの制度が「定職に就労していること」を認定条件にしていることからきています。記述欄にあるように、「最近では定職がない。ほとんどがパートかアルバイト」「職に就く意志があるが、種々の理由により働けない、就職できない」などの実態にあっていません。また、「中退者の過去にさかのぼっての返還義務」があり、「(この制度の)生徒への推薦を躊躇する」事態も生んでいます。

(5) 各種奨学金制度、修学奨励制度は以上みてきたようにいっそうの改善・拡充こそ緊急に求められていますが、小泉内閣は「特殊法人改革」の名の下に、日本育英会の廃止、独立行政法人化、奨学金の「教育ローン化」を 2001 年 12 月にうちだし、2002 年度予算案から無利子貸与分を大幅に削減しました。また、高校奨学金制度を「地方分権」の名の下に国から自治体に移し、国としての責任を免れようとしています。子どもたちの学習権保障のためには、むしろ、いまこそ奨学金制度を国の責任で拡充すること、欧米なみの返還不要の給与制にすることが求められています。

2001 年 10 月、文部科学省は通知を出し、「定時制通信制高校生に対する教科書代・夜食費の補助の削減」と「定時制生徒に対する修学指導事業費補助の廃止」をうちだしました。これらの動向が示すのは、「小泉構造改革」が新自由主義・市場原理による「弱者切り捨て」であることを、怒りを込めて告発していく必要があります。

教育基本法の「見直し」がすすめられ、憲法改悪をも目論まれようとしています。すべての子どもたちの就学保障のためにいまこそ、憲法第 26 条「教育を受ける権利」、教育基本法第 3 条「教育の機会均等・修学援助」、同法第 10 条「教育諸条件の整備確立」をはじめ、憲法・教育基本法の理念、諸条項を生かした教育行政を強く要求します。

「小泉不況」下の高校生の修学保障に関する アンケート調査のまとめ

I 調査の概要

1. 調査の趣旨

長引く不況、とりわけ、「小泉構造改革」のもとで、失業・倒産など、父母の労働実態や家庭の経済状況の悪化が深刻になり、「授業料が払えない」「修学旅行に行けない」など、高校生の学習権をも脅かす事態が進行しています。その実態をリアルに把握し、社会的問題としてアピールするとともに、政府や地方行政にたいして生徒の就修学の保障を求める運動をすすめます。

2. 調査の対象

- (1) 日高教組織のある28道府県・政令市の公立高校
- (2) 各道府県・政令市にあつては、全日制5校（普通科3校、職業科2校）および定時制1校を抽出(対象校の抽出にあたっては、生徒の実態が反映できるように配慮し、特に困難をかかえた学校を含む)。

3. 調査の方法

- (1) 調査用紙にもとづくアンケート方式
- (2) 回答者：各校の授業料担当事務職員(学校によっては教員)

4. 調査の実施時期

2001年11月(10月末日段階の調査)

5. アンケート回収状況

- (1) 対象28道府県・政令市のうち、以下の19道県・政令市から回答が寄せられた。

北海道、秋田、福島、茨城、群馬、埼玉、新潟、富山、長野、岐阜、静岡、愛知 滋賀、兵庫、和歌山、山口、高知、京都市、神戸市

- (2) 回答校数

公立82校(道県立72校、市立10校；全日制74、定時制13、通信制2、専攻科2)

Ⅱ 調査結果のまとめ

1. 授業料等の納入金について

〈授業料の月額〉

【全日制】

9,000 円

秋田、長野・岐阜(8,700 円を 2000 年度第 1 学年から値上げ)、滋賀・和歌山・山口(2002 年度から 9,300 円に値上げ予定)、京都市(ただし 10 回払いで各回 10,800 円を月額に換算, 2002 年度から 10 回払い 11,600 円に値上げ予定)

9,300 円(9,000 円を今年度第 1 学年から 9,300 円に値上げ/ 学年進行)

北海道、福島、茨城、群馬、埼玉、新潟、富山、静岡、愛知、兵庫、神戸市(ただし 10 回払いで各回 11,160 円を月額に換算)、高知

【定時制】

900 円 和歌山(2002 年度から 1,200 円に値上げ予定)、山口

1,250 円 北海道(1,200 円を今年度第 1 学年から値上げ/ 学年進行)、

1,320 円 京都市(1,260 円を 1998 年度第 1 学年から値上げ/ 学年進行)

1,550 円 神戸市(ただし 10 回払いで各回 1,860 円を月額に換算)

2,000 円 福島(1,850 円を今年度第 1 学年から値上げ/ 学年進行)

2,400 円 秋田・岐阜(2002 年度から 2,500 円に値上げ予定)、

2,500 円(2,400 円を今年度第 1 学年から値上げ/ 学年進行) 群馬、富山、愛知

※総務省は 2001 年度の基準額(地方交付税算定の基礎となる単位費用)を、全日制が前年度比 300 円増の月額 9,300 円、定時制が同 100 円増の 2,500 円とした。

社団法人地方行財政調査会の 2001 年度都道府県立高校授業料等調査結果によると、上記以外の都府県の授業料は以下の通り。(『内外教育』2001 年 6 月 15 日)

【全日制】

9,000 円(据え置き)青森、宮城、栃木、千葉、東京、福井、京都府、奈良、鳥取、香川、福岡、沖縄

9,100 円(9,000 円を値上げ)三重、徳島、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

9,300 円(9,000 円を値上げ)岩手、山形、神奈川、石川、山梨、島根、岡山、広島、愛媛

12,000 円(据え置き)大阪府

【定時制】

1,000 円(250 円を値上げ)山梨

- 1,100 円(据え置き)京都府
 1,200 円(据え置き)奈良
 1,700 円 静岡(1,650 円を値上げ)、三重(据え置き)
 1,900 円(据え置き)香川
 2,000 円 福島(1,850 円を値上げ)、長野(据え置き)、島根(1,900 円を値上げ)
 2,300 円(据え置き)千葉、福岡
 2,400 円(据え置き)青森、宮城、栃木、東京、福井、鳥取、熊本
 2,440 円(2,400 円を値上げ)長崎、宮崎
 2,450 円(2,400 円を値上げ)鹿児島
 2,500 円 岩手・山形・茨城・埼玉・神奈川・新潟・石川・兵庫・徳島・愛媛・高知(以上、2,400 円を値上げ)、大阪府(1,900 円を値上げ)
 1 単位当たり 90 円(80 円を値上げ)岡山
 1 単位当たり 120 円 佐賀(115 円を値上げ)、沖縄(据え置き)
 9 単位以下 470 円, 10 ~ 14 単位 890 円, 15 ~ 19 単位 1,780 円, 20 単位以上 2,200 円
 (一律 2,000 円を改定) 広島
 15 単位以下 1,900 円(1,800 円を値上げ), 16 単位以上 2,000 円(1,900 円を値上げ)大分

〈授業料以外の学校納付金の例〉 *いずれも年額

北海道	A 高校(全・職)	P T A 会費 17,560 円、生徒会費 19,400 円、修学旅行積立金(全額)130,000 円、同窓会費 2,400 円、学科費(実習費)5,000 円、環境衛生費 1,200 円、進路指導費 1,500 円
秋田	B 高校(定・普)	P T A 会費(振興会費)10,800 円、生徒会費 4,980 円、修学旅行積立金(全額)72,000 円
福島	C 高校(全・普/職)	P T A 会費 6,000 円、生徒会費 6,000 円、修学旅行積立金(全額)112,000 円、部活動後援会費 8,000 円、緑の会費(他校ではあまりないと思われるが、県費で不足する物品などを購入する)10,000 円
茨城	D 高校(全・普)	P T A 会費 6,000 円、生徒会費 6,000 円、修学旅行積立金(全額)72,000 円、後援会費 15,000 円
埼玉	E 高校(全・職)	P T A 会費 4,800 円、生徒会費 8,400 円、修学旅行積立金(全額)91,200 円、入学時に一括納入 4 ~ 6 万円
新潟	F 高校(全・職)	P T A 会費 3,600 円、生徒会費 7,200 円、修学旅行積立金(全額)112,000 円、入学時に諸経費として 72,340 ~ 76,500 円の負担
岐阜	G 高校(全・職)	P T A 会費 30,000 円、生徒会費 3,600 円、修学旅行積立金(全額)60,000 円、その他合計 39,000 円
岐阜	H 高校(全・職)	P T A 会費 4,800 円、生徒会費 4,800 円、修学旅行積立金(全

額)75,000 円、生徒積立金(教材費など全員共通で支払われるものための積み立て)1・2年9,000 円、3年24,000 円、学校後援会費9,000 円、農業クラブ費1,800 円、部活動後援会費4,800 円

愛知 I 高校(全・普) P T A 会費 7,200 円、生徒会費 7,800 円、修学旅行積立金(全額)101,750 円

愛知 J 高校(定・普) P T A 会費 3,000 円、生徒会費 4,200 円、修学旅行積立金(全額)12,600 円

神戸市 K 高校(全・普) P T A 会費 5,000 円、生徒会費 9,000 円、修学旅行積立金(全額)60,000 円、学年諸費3～5万円(年)、美術学系(コース)選択者は、別途1～2万円(年)の教材費負担

2. 授業料滞納の状況について

(2001年10月末現在、全生徒数に対する割合)【表1】

	2000 年度分滞納	2001 年度3ヶ月分滞納	2001 年度2ヶ月分滞納
全体	1 0 2 人(0.19%)	7 2 2 人(1.31%)	3 4 6 人(0.63%)
全日制	6 6 人(0.13%)	4 2 4 人(0.80%)	3 0 0 人(0.57%)
定時制	3 6 人(1.62%)	2 9 8 人(13.38%)	4 6 人(2.07%)

<2ヶ月、3ヶ月滞納者の多い学校の例>【表2】

学 校	道 県・市	全・定(学科)	3ヶ月滞納者	2ヶ月滞納者
A 高校	京都市	定時制(普・職)	4 1 . 2 1 %	0 . 0 0 %
B 高校	滋 賀	定時制(職業科)	3 4 . 4 8	5 . 1 7
C 高校	和歌山	〃	2 1 . 2 1	0 . 0 0
D 高校	山 口	定時制(普通科)	1 4 . 2 9	6 . 4 9
E 高校	神戸市	定時制(職業科)	1 1 . 9 9	1 . 3 7
F 高校	北海道	全日制(普通科)	1 0 . 3 4	1 1 . 2 1
G 高校	山 口	全日制(職業科)	6 . 1 5	0 . 5 6
H 高校	山 口	全日制(普通科)	4 . 7 1	1 . 1 8
I 高校	神戸市	定時制(普通科)	4 . 5 1	0 . 6 9
J 高校	富 山	定時制(普・職)	3 . 6 8	2 . 7 6
K 高校	秋 田	定時制(普通科)	1 . 4 5	1 4 . 4 9
L 高校	高 知	全日制(職業科)	3 . 4 5	5 . 4 6

<2ヶ月以上の授業料滞納者の理由や事例など>

○第1次産業の不振により家庭経済の悪化。(北海道)

- 家庭の収入が少ないこと。借金が多く、授業料よりも他の滞納金を優先して返済しているなど。(北海道)
- 就労している(36月以上の者)者もいるが、生活費だけで校納金にまで手がまわらない。(秋田)
- 経済的理由、休職者(福島)
- 家族の病気、多額の負債。(茨城)
- 預金通帳に残高がない(茨城)。口座の預金不足(山口)。
- 自営業者で倒産。賃金カット。母親による使い込み(父親から預かった授業料を他に流用)。(群馬)
- 収入減、国際結婚、リストラ、離婚。(群馬)
- 母子家庭やリストラ(埼玉)
- 父親の入院、親の離婚など家庭状況の変化。(富山)
- 自営(床屋)であるが営業不振。リストラされ退職、再就職するも手取り十数万円の収入。(長野)
- 経済的困窮(岐阜)
- 低収入・・免除の申請をすすめても放置。母子家庭であるが、生活基準を落とせず、民生委員が生活が苦しいと認めず減免申請のための証明をしてもらえない。商取引でトラブル。(静岡)
- 自営業者で経営不振。納付意識の欠除。(滋賀)
- 不況による収入減。(京都市)
- 自営業を営んでいたが廃業に追い込まれた。授業料以外にもクラブだとかいろいろお金がかかる。(京都市)
- タクシー運転手で収入減。母子家庭(離婚による)となったが減免申請しない。商売がうまくいかない(当てにしていた入金がされない)。(京都市)
- 母子家庭の5人家族で収入が少ない。自営業でお客が少なくなって収入激減。父がリストラで退職し、アルバイト的な仕事で収入減。保護者の無責任(借金、酒・・・)、定職なし。(兵庫)
- 親の借金、返済、自己破産。(兵庫)
- 父の会社(自営)が倒産した。授業料納入に対する親の責任感の欠如。(神戸市)
- 保護者の減給、失業、別居、離婚、サラ金返済、特に、減給、サラ金は授業料免除、奨学金申請時に添付する所得証明には反映されない(減給は翌年には反映)。(神戸市)
- 経済不安定。リストラ。離婚。(和歌山)
- 離職、失業、事業不況、離婚。(山口)
- 自営業で収入が不安定である。(山口)
- 家庭の事情(親が無職だった事例が複数、リストラされた事例1件)。(高知)
- 何人かはリストラなどにより、その日の生活にも困るといふ人がいる。(高知)

3. 授業料滞納者への対応について

(1) 教育委員会の方針、対策、学校への指導等の問題点

- 全くなく、学校に任せきりの状態。(北海道)
- 校内の対応(学級担任の立替など)により、年度末には完納されているため、県教委には問題意識が希薄(秋田)
- 当県では、教育委員会が授業料の免除や督促に直接的には関与していない。ただ、授業料が県の収入金であることを考えれば、未納者に対する督促については学校に任せるのではなく、本庁による指針・指導が必要であると思われる。(福島)
- 県教委が督促マニュアルを作成。(群馬)
- 県教委は「滞納繰越はやむなし」と表向きはしているが、年度末に多額の滞納があった場合は校長、事務長を県庁に登庁させ、きびしく「指導」するため立て替えての納入があると聞く。(長野)
- 授業料に対しての督促規定はあるが、学校諸費に関しては各学校の判断にまかされているため、対応に違いがある。(岐阜)
- 減免制度→県教委として今まで校長の副申があれば比較的ゆるやかに認めていたが、財政事情の悪化に伴い、内容チェック(家計調査)が厳しくなった。減免許可の書面回答が遅い感がある。収入基準95%をみたすためハードな督促を強いられる(監査の上で)。(静岡)
- 滞納者をなくすため免除を申請させるということをしてきたこともあるが、県の財政が厳しくなり授業料の免除は税額の免除であるので、誰もが納得できる(情報公開できる)内容でないと免除できないという方向になってきている。(静岡)
- 長期滞納者を退学処分できる事務取扱の文書が教委において準備されつつある。(愛知)
- 教育委員会は、どんな事情でもとにかく納入するように担当者の努力を促すもので、抜本的な指導はなし。減免は受けるけど奨学金は借りたくないという家庭があって、奨学金は子どもの将来への投資になると勧めていたら、母親が教育委員会へクレームの電話をかけた。すると、(県の)担当者は、借る必要がないとの返事をし、現場を困らせた。(滋賀)
- 学校現場に対しては督促を行うようにという指導がなされているだけである。近来の不況の中でリストラ、営業不振、離婚、病気などの家庭が増え、授業料の徴収状況は年々悪くなっている。教育基本法3条は国・自治体の奨学援助を定めており、もっと積極的な減免制度を実施すべきです。(滋賀)
- 生活苦により免除申請書が急増している。(神戸)
- 税収入減。不景気が一番ネック!! 景気をよくしないことには県財政も危ない。(和歌山)
- 学校担当者に任せているといった現状である。とにかくがんばって徴収してほしいと

ということです。(和歌山)

○詳細についての指導等はない。収納未済がないようにと注意はある。(山口)

○実行には移されていないが、授業料滞納に対して県税のように延滞金をとるという提案があったようである。(高知)

(2) 授業料滞納に対する退学、出校停止などの条例・規則などがある道府県市の例

○北海道立学校条例(抜粋)

(出席停止)第5条 校長は、授業料の督促を受けた納付義務者等が授業料納付督促書により指定した期限内に授業料を納付しない場合は、当該生徒に対して、出席停止を命ずることができる。

2 校長は、前項の規定により出席停止を命ずる場合は、納付義務者等に対して、出席停止通知書を送付しなければならない。

(退学処分)第6条 校長は、出席停止通知書を発した日から起算して30日を過ぎても納付義務者等が授業料を納付しない場合は、当該生徒に対して、退学を命ずることができる。

2 校長は、前項の規定により退学を命ずる場合は、納付義務者等に対して、退学通知書を送付するとともに、この旨を教育長に報告しなければならない。

○秋田県立高等学校授業料等徴収条例

第5条 正当の理由なく、定められた期間内に授業料を納付しない者に対しては登校を停止し、未納15日におよんだときはその学籍を除くことがある。

(このまま適用されることはない。県教委に報告、県教委が判断。)

秋田県立高等学校授業料等徴収条例の運用について

第5条関係 本条の事由により、登校停止又は除籍しようとする場合は、教育委員会に報告しその指示を受けなければならないこと。

○福島県立高等学校の授業料等に関する条例

(授業料未納者についての措置)第6条 前条の規定による納入期限を過ぎてもなお授業料を納入しない者に対しては、その出席を停止することができる。

○群馬県立学校授業料等徴収条例

第9条の2 前条に規定によるもなお納付しないときは、学校教育法施行規則に定める懲戒を行うことができる。

(懲戒できるという文言があっただけで規則はない。)

○埼玉 3ヶ月以上→保証人に通告、出席停止。4ヶ月以上は除籍。(実際には行っていない。)

○新潟

(授業料等未納者に対する出席停止措置)第23条の2 校長は、授業料又は入学料(以下「授業料等」という。)が、督促状の指定期限から起算して3月を経過しても納付さ

れないときは、当該授業料を納めなかった生徒(以下この節において「当該生徒」という。)に対して、出席停止を命ずることができる。

2 校長は、前項の規定により出席停止を命ずるときは、当該生徒に対して、出席停止の予告をしなければならない。

(授業料未納者に対する除籍措置)第 23 条の 3 校長は、前項第 1 項の規定により出席停止を命じられた生徒の授業料等が出席停止を命じられた日から起算して 2 月を経過しても納付されないときは、当該生徒を除籍することができる。

2 校長は、前項の規定により除籍するときは、当該生徒に対して、除籍の予告をしなければならない。

(報告)第 23 条の 4 校長は、前 2 条の規定により生徒に出席停止を命じ、又は生徒を除籍したときは、すみやかに委員会に報告しなければならない。

○富山

昭和 30、40 年代前半頃までは、授業料条例に「退学させることがある」との条項があった。

○「長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則」

第 10 条 校長は、正当の理由がなく授業料を滞納している者については、登校を停止することができる。

(登校停止は、実際には適用されていない。)

○岐阜県立学校管理規則

(昨年度から)納期限後、最短で 3 ヶ月滞納者は除籍処分あり。

○愛知県立学校条例

第 7 条に「退学させることができる」という条文があるが現在のところ機能していない。

○滋賀県立学校の管理運営に関する規則

(学則)第 2 条 学校の校長(以下「校長」という。)は、この規則の定めるもののほか、学校の管理運営に関し、必要な事項を、学則として定めるものとする。

学則の準則 第 3 5 条 経済的理由その他の事情により授業料の減免を受けようとする生徒は、別に定める手続きにより願い出ることができる。

第 3 6 条 正当な理由がなく授業料を期限までに納入できない生徒については、校長は、その出席を差し止めることができる。

2 授業料の未納が長期にわたる場合には、校長は生徒の学籍を除くことができる。

○京都市立学校授業料徴収条例

期限内に納付しない場合は、校長は保護者、保証人に督促しなければならない。督促しても納付しない場合、理由調査の上、出席停止、除籍にすることができる。

○兵庫県立高等学校学事通則 第 16 条 校長は授業料を所定の期日から 3 月を経過してもなお、正当な理由がなく納付しない生徒に対し、出席停止を命ずることができる。

○和歌山県立高等学校規則 第 26 条 4 授業料の未納者がある場合は、校長は、財務に関する県の規則(以下「財務規則」という。)等により必要な措置をとるほか、未

納が正当な事由なく納期後一箇月を超えるに至ったときは、その生徒の出席の停止を命じ、又は授業料未納のまま正当な事由なく連続一箇月以上出席しない者があるとき若しくは授業料未納のため出席の停止を命ぜられ一箇月に及びなお未納の者があるときは、その欠席の初日にさかのぼり除籍することができる。

- 山口県立学校学則 第 32 条「校長は、正当な事由がなく授業料を納付しない生徒に対しては、出席を停止し、又は除籍することがある。
- 高知県立学校授業料等徴収条例 第 9 条 1. 授業料の滞納が 5 日に及んだ者に対しては、その納付に至るまで、その授業を停止することがある。2. 授業停止後 2 週間を経過してもなお納付しない者は、これを除籍することができる。

(3) 条例・学則を根拠に、授業料滞納を理由とした処分の例

- 除籍処分 2 件。(和歌山)
他に処分の例はなし。

(4) 滞納者（生徒、保護者）への対応で、担当者（事務職員、学級担任等）の悩みや困難な課題

- 支払う意思のない者に担当者は自宅から電話、旅費を伴わない債務者宅への取立に向かいます。未納者数・金額を減らすべく努力はするものの、最終的に取り損ねると自腹を切る。(北海道)
- 納入期限を守らない家庭が多い。(北海道)
- 親が不在がち、あるいは電話が繋がらないなどで連絡がとり難い家庭がある。滞納に慣れきってしまい、軽視している親がある。(北海道)
- 保護者と連絡がとれない。(北海道)
- 「口座振替不能により、現金で学校事務室へ」という連絡を毎日おこなっているが、滞納（保護者）が解消しない。「学校は倒産しない」とウソ吹く親もいた。(秋田)
- 10月末現在、滞納者はいないが、月々の納入が期限までになされない場合、保護者への連絡がどうしてもとれないケースがある。(電話不通、文書連絡にも応答なし。生徒はわからないの一点張り、または欠席)(福島)
- 共働き家庭が多いため夜でないと連絡がつかない。TEL料滞納で連絡がつかない。不況で収入がなくなる。(福島)
- ①当県は授業料の口座引き落とし日が17日の1回のみのため、給与支給日（官・民含め）との関係で（特に現下の経済状況では）引き落とし不能が多くなる傾向にある。その後は窓口徴収になるため、督促してもなかなか納入しない。②経済的に苦しい家庭には授業料の免除を勧めているが、世間体を気にして申請しない保護者もあり、長

- 期滞納の要因ともなっている。(福島)
- 滞納者は同じ保護者の場合がほとんどで、毎月督促しなければならない。(茨城)
 - 昼間電話しても留守が多い。また電話が止められている家が多い。家庭訪問しても不在が多い。(茨城)
 - 家庭への電話が通じない(止められている場合が多い)。また、携帯電話は持っていても出ない。または電源を切られる。(群馬)
 - 連絡のとれない家庭が多い(就業者 or 電話がない、仕事がない等々)。(群馬)
 - 相手に連絡がとれない。突然引っ越したり、ある期間他の場所にいたり、返事がこない例が増える。(群馬)
 - 数が多く、払う意識が低い。(埼玉)
 - 事務で家庭訪問をして督促することが大変だ。(新潟)
 - クラス担任が家庭への連絡をするのでいろいろと気をつかい困難を感じる。(新潟)
 - 家庭との連絡がとりにくい。(新潟)
 - 納入期限までに納入されないので、いろいろな方法で督促している。(富山)
 - 電話が止められていて通じない。自宅を訪問しても在宅していながら出てきてくれない。(富山)
 - 自宅へ電話しても、常に留守電話になっていたり、通話のできない状態になっているので保護者と連絡がとれない家庭がある。(富山)
 - 不在等で夜であっても電話が通じない家庭が多い。(長野)
 - ①1年生で全く納入してもらえない。75,600円未納。担任から保護者に納入してもらえようをお願いしているが、実行されていない様子。②退学しているが納入してもらえないでいる。(長野)
 - 夜間に滞納整理に訪問しても払ってもらえないケースも多い。(長野)
 - 保護者となかなか連絡がとれない。事務量が増える。1つ1つ手順を確実にふまなくてはいけない。(岐阜)
 - 担任が幾度となく家庭に連絡している。担任がたてかえる場合もある。(岐阜)
 - 強力に取り立てるという訳にはいかず、言を左右にする人に会うと、どうしようもない場合がある。(岐阜)
 - 督促状を3人に出して来校を依頼した。1人は音信不通で内容証明の手紙を出している。未だ、音信不通。生徒を仲介することは全くしていない。(岐阜)
 - ①保護者を招請し減免をすすめても書類を作成することに困難を示したり、世間体を気にし動こうとしない面がある。②担任、教頭、生徒に協力を得るのが困難。お金のことは事務室という意識がある。③減免の項に生活困窮者とあるが、自分たちの生活は確保し、学校に納める金がないというとらえ方をしている者がある。(静岡)
 - 滞納する家庭は生活が荒れている場合が多い。経済的に苦しく、八方ふさがりなのか、何とか納めようとする様子が見えない(奨学金を受給する、免除の手続きをする、アルバイトをする等)(静岡)
 - 納入の依頼のため帰宅後、電話をしても、留守、電話代滞納等でつながらないことが

よくある。(愛知)

- 修学旅行など学年会計の積立金があるのでそういうケースはめったにない。(愛知)
- 授業料が長期未納の母子家庭があり(減免は勧めたが受ける気なし)、修学旅行のお金は先に支払った。その時、校長に対して、授業料が優先されるべきものであり、そのことでその家庭に対して、どのように対応していけばよいのか相談に行ったところ、逆に親の意向が優先されるべきものであり、そのような考え方はいけない、と怒られ、担任が事務室との連携を計ることなく直接修学旅行の旅行会社にお金を渡したことを擁護した。このような家庭が授業料より先に修学旅行のお金を納めた。担任によって協力の度合いが違ふ。家庭状況を把握する必要があるので、担任の協力は必須。(滋賀)
- 事務職員や担任が電話や家庭訪問をして滞納していることを連絡している。(滋賀)
- 経済的に苦しい家庭には減免制度の適用をすすめているが、減免基準が低いので減免対象にはならない経済的に苦しい家庭も多く、苦慮している。(滋賀)
- 納付意識の欠除の人との対応の難しさ。(滋賀)
- “取立屋”みたいで、気分的に疲れる。(京都市)
- 家計が苦しいので払えないでいる方に、督促をどうするのか? 社会全体が不景気の中、徴収金の内容もひとつずつ見直さないといけない。(京都市)
- 督促するにしても家への連絡がつかない(電話が通じない)。(京都市)
- 滞納の理由がわかっていながら督促しなければならない。電話が不通になり連絡がとれない。学期納が原則だが月別(10回)に分けても納入できない。不規則金額(10,000円とか5,000円とか)を預かり、預り証を出し満額になったら正規の領収書を渡すなどしているが……(金額が多くなると段々払えなくなる)。一人一人に応じての対応が大変。担当が替わったらこの方法を続けてくださいとは言えない。(京都市)
- 督促しても連絡もなく、連絡があったとしても決められた日に納入されない。(京都市)
- 滞納者に授業料減免の制度があることを伝えるが、該当しない又は希望しない者がほとんどであり、根気強く督促し、納期内納付を呼びかけるしか方法がない状況である。(兵庫)
- 納入が遅れがちな人へ授業料免除の申請をするようにアドバイスしてもなかなか提出されない方があった。(兵庫)
- 保護者と連絡がとれない。とりにくい。(兵庫)
- 保護者が滞納していることを何とも思っていない。(兵庫)
- 年々、滞納者が多く、毎月同じ人が多い。場合によっては授業料免除制度をすすめるが、そのほとんどが「必要なし」と言われる。事務としては手のうちようがないケースが多い。頻繁に滞納する保護者に事務から授業料減免をすすめるが「払えるから」といって手続きさえしようとししない。(兵庫)
- 奨学金の額が少なく、学校で集めている額にすら足りない。生徒指導上、保護者と協力することが不可欠なので、未納金の話をすることを教員が行うべきか議論がある。しかし、事務職員で行うには限度もあり、効果も少ない。(神戸市)
- 生徒に督促状を手渡ししても、家庭からのアクションなし(反応なし)。(神戸市)

- 不況下における経済的事由についてやむを得ないと考えている。本庁からは督促するよう指示を受けている。(神戸市)
- 基本的には、毎月の引き落とし日後に学級担任をとおして依頼しているが、3ヶ月以上の滞納者へは「督促注意書」を配達記録にて郵送したが、不在、連絡なしで返送されてくるものもあった。(神戸市)
- 滞納者への督促状が事務室から担任のところきて、担任が本人に手渡すシステムになっている。滞納者は年度最後一括して支払うことも多い(支払わない生徒も少数いる)。(神戸市)
- 生徒を通じて学校に連絡するよういっても連絡がない。また、時間外、休日に電話をしても通じない。仮に連絡がとれて「何日までに学校へ届けます」と言って、こちらが待ってもやはり未納のままであることが多く苦勞している。(和歌山)
- 保護者との連絡が取れない。支払わなくても問題ないと考えている保護者がいる。(和歌山)
- なかなか連絡がつかない家庭が多い。ついても適当な返事で支払ってもらえない。又担任に話をしても熱心な担任もいるが、それは事務の仕事と考えている人も多いように思われる。結局は事務の中でも担当者ががんばって年度末までに納めるようにするしかない状態である。(和歌山)
- 現在の不況の中授業料を徴収する際、リストラ等で収入が激減した時に減免基準にも該当せず徴収するのは心苦しいし、電話等がつながらなく連絡等がとれない場合は大変。(和歌山)
- 家庭の事情の深刻さゆえ、滞納となっている場合の対応など。(和歌山)
- 事務担当者だけでは、徴収は難しいと考えているが、金銭面については非協力的な担任も多い。(山口)
- 滞納者(保護者)への連絡がつきにくい。(電話が止められている等)(山口)
- 電話催告(夜間)しても保護者が帰宅しておらず具体的な話ができない。臨戸しても不在、文書を置いても連絡がない。来校依頼文書を担任から生徒に渡しても、保護者から連絡がない。長期滞納保護者に対し、税徴収と同様に自力執行権があればと思う。(山口)
- 誰が保護者へ督促をするか?(現在は担任)(山口)
- 連絡を取りたくても夜でないと不在がち。(山口)
- 現金で徴収するためか、特に理由もないようなのに何ヶ月分か滞納し、お金のある時にまとめて払うということを繰り返す人が多い。(山口)
- 電話を止められているなどの理由で、滞納者の家庭に連絡がとりにくいケースがある。授業料を滞納していることを生徒自身が全く知らない場合がある。(高知)
- 平気でウソをつく親がいる。(高知)
- 保護者への連絡がなかなかとれない。(高知)
- 親と連絡がつきにくい。手紙を出しても電話など連絡すらない。(高知)

(5) 滞納者が中途退学あるいは卒業する際の具体的措置

- 事前に滞納金額を担当を通じて保護者へ連絡し、転退学の手続きに来校した際に学年主任、担任に事務室へ(保護者を)連れてきてもらって徴収しています。(北海道)
- 退学及び卒業時点までに納入しなければ許可できない旨を保護者に申し入れして理解を求めている。(北海道)
- 電話、手紙、滞納者宅への訪問。(北海道)
- 再度、保護者と電話で話す機会をつくる。校長名で呼び出す書類をつくる。(北海道)
- 退学、卒業前に完納するよう督促をしている。(北海道)
- しつこく親に催促し、完納させる。担任、学年等で「立替え」で後で催促(回収できないこともある)。(秋田)
- 校内会計より貸与し、年又は月毎に納入する会費をとったがふみたおされ続けている。(秋田)
- ①担任を通しての納入の促進。②分割納入の提示。③学校長名による催告。(福島)
- 諸費を納入せず授業料のみ入金する。(群馬)
- 許可の条件として授業料を払うことを要請した。学年が2年終了とかの何らかのメリットがある場合は相手も応える。(群馬)
- 納入を依頼。(新潟)
- 払っていただく。卒業の場合は、返金で相殺。(埼玉)
- 退学までに未納金の納入を保護者に依頼する。退学時までには納入されない場合、引き続き督促を行う。(富山)
- 納入時期を明記した確約書をもらっている。(富山)
- 在校生が3年へ進級する時、授業料を5月末日までに納入してもらえず、やむをえず個人で立替をした(32,400円)。(長野)
- 自動車の教習所に入る場合等、授業料を優先してもらおう。(岐阜)
- 学年積立金会計から相当額を充当する。(岐阜)
- 長期の滞納者が就職して納めるという念書を書いて卒業後に支払ってもらおうというケースもあった。(岐阜)
- ①手紙による督促。②担任による面接の機会での督促。③電話による督促。④家庭訪問。(静岡)
- 滞納のままでは進級、卒業できないと保護者には言っているが具体的になった例はない(年度末には納まっていた)。(静岡)
- 卒業証書との引き換えにしている。(滋賀)
- 退学、卒業時には完納してもらおう。(京都市)
- 段階的な督促方法を取り、卒業間際に校長室呼び出し扱いし、納められない場合は卒業証書を渡せないと言うと、納入された(数件)。内容証明を送ったが受取を拒否されたのでコピー(緘封して)を生徒に預け渡してもらったら卒業式前日に父親が持参した。(京都市)
- 基本的には納入してから退学又は卒業するのですが、間に合わない場合は、必ず納入できる日を訊いて、それまで待つ。卒業証書はその後渡す。(京都市)

- 期日を指定する。何度も督促する。保護者の勤務先に取りに行く。(兵庫)
- 学年費、修学旅行費の積立があったのでそれらを取り崩して授業料に振り替えて精算した。(兵庫)
- 納入依頼書を手渡し、電話にて依頼。(神戸市)
- 諸費(積立金等)と相殺し、残高があれば返却。マイナスがあれば事務室まで持参させている。(神戸市)
- 退学の意志表示の時に滞納額を示し、退学までにできるだけ徴収する。(神戸市)
- 卒業又は退学後5年間は、督促状を生徒(保護者)宅に送る。→それで回収できることは少ない。(神戸市)
- 生徒を通じて学校に連絡するようにいっても連絡がない。また、時間外、休日に電話をしても通じない。仮に連絡がとれて「何日までに学校へ届けます」と言って、こちらが待ってもやはり未納のままであることが多く、担任、事務職員、事務長が苦労している。(和歌山)
- 卒業後に就職する生徒には本人より支払いをしてもらう。卒業証書預かり。(和歌山)
- とにかく毎日TELをして又は家庭訪問するしかない。(和歌山)
- 納付を依頼するのみ(保護者、身元保証人等)(山口)
- なるべく3月中に支払うように担任を通して伝えた。(山口)
- 支払の計画を出してもらう。保証人にも滞納について保護者に連絡をとってもらう。(山口)
- 修学旅行積立金から可能な限り充当した。(山口)
- 中途退学については、授業料の入金が確認できるまでは承認しない。(高知)
- 納付まで卒業証書を渡さない。(高知)
- 退学許可しなかった事例(3~4件)。(高知)

4. 経済的理由で退学あるいは修学旅行を取りやめた例について

(1) 経済的理由で退学した生徒数【表3】

1999年度	3人	北海道(全・職)1、秋田(定・普)1、岐阜(全・職)1
2000年度	10人	群馬(全・職)3、富山(全・職)1、同(全・職)1 愛知(定・普)3、京都市(定・普/職)2
2001年度 (10月末現在)	14人	北海道(全・職)1、福島(全・普)1、同(全・普)1、 茨城(全・普)1、岐阜(全・普)1、同(定・職)3、 静岡(全・職)1、京都市(定・普/職)3、 神戸市(全・職)1、山口(全・職)1

(2) 経済的理由で修学旅行を取りやめた生徒数【表 4】

1999 年度	15 人	茨城(全・普)10、新潟(全・普)1、愛知(定・普)3 京都市(全・職)1、
2000 年度	34 人	福島(全・普)1、茨城(全・普/職)1、同(全・普)10 群馬(全・職)1、新潟(全・普)1、同(全・職)1、 静岡(全・職)2、愛知(定・普)1、 京都市(定・普/職)12、兵庫(全・普)1、 同(全・普)1、同(全・職)1、神戸市(全・普)1、
2001 年度 (10 月末現在)	87 人	秋田(全・職)2、茨城(全・普)4、同(全・普)10、 群馬(全・職)1、新潟(全・普)3、愛知(定・普)3、 京都市(全・職)1、同(定・普/職)35、 和歌山(全・普/理数)1、同(全・職)5、 高知(全・普/職/総)20、同(全・職)2、

(3) 修学旅行費用を納入できていない生徒について【表 5】

修学旅行に	ア 参加させている	10 校
	イ 参加させない	23 校

(4) 未納で参加させる場合の措置は？

- 保護者との話し合いによる。(北海道)
- 基本はイだが、今日いれるという親の話を信用し、担任が立て替えたが、未だに入金がないという例が 2000 年度に 1 件あった。(北海道)
- 修学旅行そのものがいやで行かない生徒もいるので、経済的理由で行かないことがあっても、そんなに気にしない状況になっている。私(学年主任)は、修学旅行は無理して行かなくてもいいと言っている。なかには、学校行事だから強制参加だと言う人もいるが、そんなのは「正義の押しつけ」にすぎないと思う。(茨城)
- 後日請求、納入していただく。(群馬)
- 後日支払う。しかし、困難。(新潟)
- 修学旅行実施後に費用を納入して下さるよう保護者と話しをする。(富山)
- 3 年卒業までには支払ってもらうように指導している。(岐阜)
- 教育的配慮ということで参加させ、その後納めさせた。(静岡)
- とりあえず参加させるが、年度内に完納してもらう。(京都市)
- 奨学金運用。担任立替。(京都市)
- 旅行に参加できなかった生徒は学年諸経費も滞納している。これについては学年団の

職員がカンパしてまかなっている。(兵庫)

○2年次に修学旅行に行くので、卒業までに納めてもらうようにしている。(神戸市)

○前もって修学旅行援助費の手続きを市に行っている。(神戸市)

○担任等が立て替えていることがある。(和歌山)

5. 授業料減免制度について

(1) 授業料減免者数

〈全体〉【表6-1】

		1999年度	2000年度	2001年度
全生徒数		35,916人	49,101人	52,112人
授業料 減免者	全額	2,136	3,247	3,687
	半額	210	318	341
合計		2,346	3,565	4,028
%		6.53%	7.26%	7.73%

〈全日制〉【表6-2】

		1999年度	2000年度	2001年度
全生徒数		34,738人	47,409人	50,414人
授業料 減免者	全額	1,789	2,851	3,302
	半額	209	318	339
合計		1,998	3,169	3,641
%		5.75%	6.68%	7.22%

〈定時制〉【表6-3】

		1999年度	2000年度	2001年度
全生徒数		1,178人	1,692人	1,698人
授業料 減免者	全額	347	396	385
	半額	1	0	2
合計		348	396	387
%		29.54%	23.40%	22.79%

(2) 減免基準を示す案内や「しおり」の有無【表7】

案内や 「しおり」	ある	ない
	54校(62.07%)	24校(27.59%)

(3) 現行制度の問題点について

- 生活基本額という金額による判断は、苦しい家計にあっても子どもの教育費だけは何としても自力で行うという気概をなくしている。(北海道)
- 減免制度のPR不足(本庁でパンフレット等の作成をすべき)。(福島)
- 収入基準があるために保護者の扶養能力がない場合に免除ができない。(茨城)
- 両親が死亡して、祖父が面倒をみていた。祖父の希望もあり免除申請したが、県の言い分では「生計を1つ」にしているので、祖父の年金収入が基準を上回るので該当しないと。どうしても免除申請するならば「本人と祖父が別の生計であるという証明をしろ」と言う。本人の生活費は月いくらで、祖父の生活費は月いくらで、きちんと別会計で証明せよ、と言う。一緒に暮らしている高校生にそんなことを要求するのは無理なので、申請をやめた。(茨城)
- 成績基準の存在(評定平均2.0以上)。認可が遅い。(群馬)
- 免除条件に学力条件があったが、2001年4月からは運用上撤廃。(群馬)
- 借金による貧困が救えない。(群馬)
- 審査に時間がかかる。手間がかかる。(埼玉)
- 6月にならないと減免の承認が確定しない。(住民税課税額が根拠のため)申請書類が警察的発想でつくられている気がする。(抵抗があるとの声も)(長野)
- 保護者の市町村民税額が20,000円以下について認められるが、額の確認が遅れるため、さかのぼって減免が取消される場合がありとまどう。(長野)
- 基準金額が低い(所得割20,000円未満)。制度の周知。(長野)
- 全額免除が年度初めしかだめ。基準が厳しい。施設、交通遺児、生活保護、災害等で途中からはダメ、家族で収入ありはダメ。(岐阜)
- 長期滞納の理由も様々で減免を申請してよいものかどうか迷う場合もある。特に所得証明書などは、滞納者ほど発行してもらいにくい場合がある。広く減免制度を利用するためには、添付書類の簡素化がぜひ必要。(岐阜)
- その他やむを得ない事情がある者の判断が難しい。今まで本校の状況をみていて保護者の意識に問題がある。離婚、即減免と考えている節がある親も多々ある。(静岡)
- 2001年度入学者から減免の基準が見直され、厳しいものとなり兄は減免を受けられるが弟は減免を受けられない家庭がある。(愛知)
- 自営業に比べて勤め人家庭は不利である(愛知)
- 授業料の長期未納者や、学校に受けまずと言いに来た人たちが受けられるのではなく、すべての家庭において経済力を判定しないといけない。中には、事務室にわからないだけで、無理して支払っている家庭もあると思われる。(滋賀)
- 基準が厳しい。(滋賀)
- 所得の証明としてどのような書類が必要なのか判断に迷うことが多い。と言っていちいち問い合わせるのは煩雑。(より完備したマニュアルまたは最低限の要領の研修会などが必要では?)(京都市)

- 収入がないことを証明することができないこと(本人の申請を信じるしかない)。副申書(成績)の扱いが不明確なこと。(京都市)
- 決定通知が遅い。家計に急激な変化があった場合、緊急申請は可能だが、所得証明は昨年度の提示を求められ、現状が反映されない。(京都市)
- 不況のさなか、減免を希望する家庭が増加しており、このまま制度を維持してほしい。(京都市)
- 住宅ローン、借金などが考慮されない点。(兵庫)
- 兄弟、祖父母の所得も世帯所得とみなすこと。(兵庫)
- ①対象者の経済基準が生活保護に準ずるとなっており、わかりにくい。②基準額が低く、申請しても足切りにされるケースがある。(滋賀)
- 毎年申請になり、事務量が増えた。(神戸市)
- 基準額が適切でない。(神戸市)
- 昨年度免除になっても証明書類を取り寄せることを面倒と思われ免除申請をされなかった父兄がいる。昨年独立生計維持者として免除になっていた生徒が今年ではできなかった。(神戸市)
- 収入基準内にあって認定してもらえないのは問題である。(神戸市)
- 所得のみで減免決定が行われるところ(当然なのかもしれないが、親の借金などは内容にかかわらず考慮されないため、減免が受けられず結果的に授業料を滞納してしまうといった事例があった)(山口)
- 提出する書類が実際の経済状況にあっていない。(前年ではなく一昨年分の所得証明を提出)経済状況が急激に悪化した旨を校長による副申書に詳しく記入しても、それが判断材料として取り扱われなかったと思われる事例があった。決定の時期が遅いため、経済的に困窮している保護者の負担が大きい。(高知)
- 成績に関する規定がある。(高知)

(4) 減免制度改善のために必要と思うこと (あるだけ○)【表8】

ア 家計収入基準の緩和	40校	46.0%
イ 添付書類の簡素化	24	27.6
ウ 減免適用の遡及	20	23.0
エ 減免制度の広報の徹底	19	21.8
オ 成績基準をなくす	12	13.8
カ 地方交付税の授業料収入基準を95%から90%程度に引き下げる	8	9.2
キ その他	4	4.6

〈その他〉の記述から

- 減免のための財源を増やすこと。(岐阜)
- 学校は在学証明書を発行するだけにしてほしい。収入等の証明は別の機関で行ってほしい。(京都市)

○親の収入だけで算定してほしい。(兵庫)

○世帯の収入ではなく、父母の収入を基準にしたらよいのではないかと思います。(兵庫)

6. 奨学金制度について

(1) 高校奨学金制度の受給者 【表9】

	1999年度	2000年度	2001年度(10月末現在)
日本育英会	401人(1.38%)	644人(1.50%)	729人(1.65%)
各県育英会	13(0.04)	146(0.34)	141(0.32)
その他	442(1.52)	685(1.59)	746(1.69)
合計	856人(2.95%)	1,475人(3.43%)	1,616人(3.66%)

(2) 緊急に改善すべきと思われるもの (3つ選んで○) 【表10】

ア 成績基準をなくす	19校	21.8%
イ 家計収入基準を緩和する	26	29.9
ウ 手続き書類を簡素化する	29	33.3
エ 広報の徹底	7	8.0
オ 貸与制から給付制にかえる	20	23.0
カ 年度途中も申請できるようにする	16	18.4
キ 受給中の者が留年しても停止せず、卒業するまで支給する	5	5.7
ク その他	7	8.0

〈その他〉の記述から

○育成会と申請者が直接手続きするのが本来的。(北海道)

○成績基準を下げる。特に大学の予約採用について。(滋賀)

○奨学金のための国家予算を増やす。(京都市)

○年の途中で状況が変化する家庭が増えているように思いますが、ほとんどの奨学金で年度当初の採用のみなので、そうした家庭への支援が難しい。(兵庫)

○教室掲示のプリントを作ってほしい。(兵庫)

○神戸市奨学金の予算を増やす。(神戸市)

○県奨学会は家族以外の保証人が必要なため、保証人がなくて申請できない場合がある。保証人は親だけで十分ではないか。(山口)

(3) 日本育英会「緊急採用奨学金制度」(1999年度から実施)の対象になった生徒

【表11】

1999年度	2000年度	2001年度(10月末現在)
10人	23人	26人

〈主な理由〉

- 母子家庭で収入がほとんどないため(母親が体調不良で働けない)。(北海道)
- 有珠山噴火による家計の困窮。(北海道)
- 父親の失業。(福島)
- 離婚。(群馬)
- 父親が勤務先よりリストラされたことによる。(新潟)
- 両親が離婚、母親がリストラにあい、新しい会社での収入が少ない。(長野)
- 自営の会社の営業不振。父の死。(愛知)
- 母子家庭、生業不振、父親の病気等が主な理由であるが、今年度から緊急採用が一年限りとなったので、翌年再度、定期採用に出願することとなった。この点は一考を要する。(滋賀)
- 家計維持者が会社の経営不振により早期退職(1)。家計維持者が離別(3)。(京都市)
- 親の失職。(京都市)
- 問題点は、返さなくてはならない点。(京都市)
- 父親が病気になり無収入になったため。(兵庫)
- 家計維持者との離別や死亡。(兵庫)
- 失職。(兵庫)
- 給料減額。さらに倒産による失業のため。(神戸市)
- 失職、離婚(高知)

(4) 大学、専門学校などの予約奨学金制度(2002年度)の受給希望者

【表12】

	2001年度	2002年度
ア. SY21予約(無利子制)	447人	546人
イ. きぼう21プラン(有利子制)	225人	330人
ウ. その他(2002年度のみ)		11人

〈予約奨学金制度の問題点や改善点〉

- 予約奨学金をあてにして進学を考えている生徒がいるため早く結果が知りたい。現在のところ、まだ結果がでていない。(北海道)
- 予約内定の通知をもう少し早めにしてもらえるとありがたい。(北海道)

- 給付制にすべきである。(福島)
- 現下の経済状況では、予約奨学金制度の受給希望者は増加の傾向にあるが、保護者からの申請が出されてから申請期限までの期間が短く、事務処理が結構大変である(高校では教員が事務を担当している)。(福島)
- 学費も説明しないで生徒(学生)募集する学校側にも問題がある。(群馬)
- 普通高校の成績優良者が多く採用されるためか、工業高校で成績優秀でも採用されない。職業高校からの進学者が多くでているので採用させてほしい。(新潟)
- 今年度のように内定通知が遅れると困るので、早く確実に通知して欲しい。募集要項どおりに内定決定時期を9月にして頂きたい。(愛知、滋賀、京都市、兵庫)
- 募集が早いため、締め切ってから希望してくる生徒がいる。毎年、時期の変更をお願いしているが変更されない。(滋賀)
- 本年度の場合、内定の時期が予定より大幅に遅れており、受給希望生徒の多くに不安感を与えている。(国の予算決定と連動してズレこんでいることは理解できるが、何とかならないものか……)(京都市)
- 本年度は国の動向(方針)が決まらないため、未だ予約生に対して内定が出ていない。結果によっては、やむなく進路変更も考える生徒が出るだろう。保護者からの問い合わせもあり、不安がうかがえる。(神戸市、高知)
- 貸与制を給付制にするべきである。貸与制の場合も無利子のままにすべきである。小泉内閣の進めようとする教育ローン化には反対する。(京都市)
- 制度を続けてほしい。(兵庫)
- 決定通知を早めに。採用枠の大幅拡大。(神戸市)
- 手続き書類の簡素化。(神戸市)

7. 修学奨励金について

(1) 修学奨励金を受給している生徒(定時制のみ)

【表13】

1999年度	2000年度	2001年度(10月末現在)
16人(1.13%)	28人(1.65%)	27人(1.64%)

(2) 修学奨励金制度の問題点や改善点

- 国も県も年度会計なのに、中退者の過去に遡っての返還義務が最大のネックです。(秋田)
- 修学奨励金貸与者が、やむをえず退学した場合、さかのぼって過年度分まで返却しなければならず、生徒の推薦に躊躇する。(岐阜)
- ①「定職に就いていること」という条件であるが、最近では定職がない。ほとんどの

- 人がパートかアルバイトであるからこの条件を変えてほしい。②退学すると遡って返還する義務があることで、学校としても積極的にすすめられない。(愛知)
- リストラなどによる保護者や本人の急な失業にすぐ対応できない。種々の理由により働けない。働けないから生活が苦しい生徒や、保証人が見つからず受給資格がない生徒が多い。制度の不備と考える。(京都市)
 - 生徒への広報のため、制度について書かれた案内文書(必要書類等)の発行を。(神戸市)
 - 職に就く意志があるが就職できない生徒が多々あり。(和歌山)
 - 所得限度がきびしい。働いていないと受給できない。(山口)

(3) 修学奨励金制度の廃止や奨励金の減額に関する、各県や学校の動向

- 岐阜県も国に準ずる動きがある。(岐阜)

8. 高校生の就修学保障に必要な制度の改善、新たな施策について

- 国・道・独立行政法人レベルで制度運営するのではなく、市町村レベルの施策とすれば地域で育てられている意識も増加し、社会に貢献する生徒も出てくると思う。(北海道)
- 経済的に苦しい生徒が多く入学する我が校では、噴火によっても授業料減免が2倍にしかならなかった。(多くの学校は8～10倍)高校全入という根本問題から考えていくべき。(北海道)
- 授業料を低くする指導。(秋田)
- 利用しやすい(貸与を受けやすい)制度、すなわち真に国民のためになる改善(お上の発想でなく)を!!(秋田)
- 交通費、下宿代等の補助。授業料の大幅引き下げ。部活動の補助(少なくとも学校へ)。寄付等を学校で集めなくてもよいように予算を大きく配当する。(福島)
- 個人的な見解であるが、高校進学率が94～95%となっている現在、高校においても授業料を徴収しない等の抜本的な改革が必要では。(欧米の実情はどうか)。(福島)
- 免除制度とか奨学金の制度を利用せず、にもかかわらず滞納する者については処分が相当。(群馬)
- 受益者負担相当として授業料をはるかに超える金額が学校に納入されている。公費負担の枠を広げてほしい。(長野)
- 授業料無料化。(長野)
- 社会全体に定時制(特に夜間定時制)の生徒に対する理解がなくなっている。働きながら学ぶ生徒はその両立にとってもつらい思いをしている。(岐阜)
- 授業料減免基準の緩和。育英制度の充実。(愛知)
- 授業料を徴収することができるのと法の規定により、施設の使用の対価として授業料

- が徴収されている。一方、施設整備、人件費は設置者負担であることが法で規定されている。このことから使用料の用途はこれ以外の経費になる。このことから授業料と諸会費の徴収額についてはもっと安くできるのではないか。(滋賀)
- 千葉県の高校で授業料を滞納する生徒に対してアルバイトを勧告するマニュアル作成云々のニュースについて、確かに行き過ぎであるが、気持ちはわからないでもない。滞納したまま卒業してしまったような場合は、保護者よりも社会人となった生徒自身が数年経った後でも、納入できるような制度があるといいのでは？(京都市)
 - 現行の授業料減免制度と日本育英会奨学金制度があるため充分だと思う。(兵庫)
 - 県、市独自の大学奨学金制度の拡大と充実。(神戸市)
 - 母子家庭の増加や震災後の神戸の経済状況、そして生活保護受給者の増加、失業等で家庭崩壊に近い状況が増えている。県レベルの奨学金制度の設置を。(神戸市)
 - 不況の影響もあり、金銭的な問題を抱えている生徒は多い。委員会としてもこのような状況をしっかりと把握し、それに対応できる施策を速やかに講じてほしい。「予算がない」ですましてはいけない。これからの社会を担っていく生徒たちの修学保障をするためにも。(神戸市)
 - 家庭における収入源である保護者に急激にリストラの波が押し寄せており、進学を断念する生徒が増えている。就職をし、社会に早く出る方がよいのか、しかし、就職も難しい現状にある。(和歌山)

9. 授業料担当者として感じること

- 親も子も緊張感、危機感を持たず、家計の中で遊興費にあてても授業料を工面する方途を選択する気もない。安易に減免措置にすがる傾向も強い。(北海道)
- 保護者の授業料納入に対する責任感がうすい。(北海道)
- 担任にしても、事務にしても、お金の話はしづらいので、学校として明確な形で対応すべきという意見が年度末反省で出ていた。(北海道)
- 納付義務が欠如している父母の増加が多い。「払えません」と言われると如何ともしがたい。(秋田)
- 口座引き落としが不可能(残高0)という通知を受ける生徒が毎月数名いる。家計状況の厳しさの反映か。その都度、保護者(または生徒)が現金を持参し、滞納は表面化しない。(福島)
- 授業料滞納の生徒について協力的な先生もいますし、そうでない先生もいます。不況のため授業料を滞納している生徒、離婚のため母子家庭となり免除希望者が増加していると思います。(福島)
- 経済困難な保護者が増えている。(茨城)
- 滞納が続き、金額がふくれあがってくるのでやきもきする。督促しても、払う気があ

るのかないのか。(群馬)

- 授業料免除を権利として受ける気風が弱く、潜在する対象はかなりいると思われる。しかし、手をこまねいている実情にある。(長野)
- 各種奨学金制度、授業料減免制度について、周知するよう努力している。口座振替で納入できず、納付書発行等の手数がかかり、しかも手作業が多いので事務量がふえている。(長野)
- 家庭の事情で授業料を滞納する生徒に対して、事務の方から一方的にコンピューター処理されて、退学を余儀なくされる生徒が出かねない(今は担任が立て替えたりして救っている)。まじめな生徒に対してはとても酷い制度である。(岐阜)
- 滞納者の中で、減免、奨学金を申請してこられる保護者の中には様々な理由があり、それらを形式的な書類で公平に判断できるのかという疑問が残る。しかし、本当に困っている家庭もあるのですからそういう人に広く援助ができる制度であって欲しい。(岐阜)
- かなり家庭のプライバシーに立ち入らなければならないので、減免の申請を出させたり、督促時におけるコミュニケーションが難しい。(静岡)
- 教育に対する親の姿勢の表れか、社会の風潮なのか、授業料を期限内に納めないことに対して平気である。また、免除を受けたことに対しても権利と考え、本当に生活が苦しいのかと思われる家庭がある。(子どもが他の生徒より派手なものを持っていたり、奨学金を申請していなかったり)(静岡)
- 減免対象外家庭については、保護者の授業料を払うという意識が薄い(義務教育は払わないできているため)。子どもの授業料より自分たちの生活が優先。(愛知)
- 滞納者の保護者は、常識では考えられないことをされるので、マニュアル的な対応では納入してもらえない現状にある。授業料を税金なみの強制力をもたせるとか、教育委員会の方で徴収専門グループを作って各家庭に学校と一緒に訪問してくださるとか、何らかの対策がないようでは、今後ますます増加するだろうと思われる。奨学金については、「借りる返す」のイメージが悪く思われるが、生徒が就職後、毎月コツコツと返していくのは大切なことだと思う。もちろん給付になればそれにこしたことはない。(滋賀)
- 憲法で保障されている学問の機会均等が保障されていない。(授業料を収入にかかわらず、一律に徴収するのであれば、誰もが納入できる金額にする必要があると思います。)(滋賀)
- 却下になった生徒に結果を伝えるのはやはり辛いものがあります。減免申請を生徒に秘密にした保護者の方も少数ながらおられ、扱いには神経を使います。(京都市)
- 特に、大学予約奨学金については、できるだけ早く推薦入試による合格者が決定する時期には内定者通知を頂きたいです。(京都市)
- 大学予約の採用決定が例年の10月から来年1月にずれ込むことは進学予定の生徒にとって大打撃である。こんな悪政をしておいて構造改革がきいてあきれる。育英会の民営化に反対。(京都市)
- リストラ・不況のせいか、生徒のアルバイト代が一家の生活費となっているらしい。書類提出の際、収入状況をきかざるを得ないが、悲惨である。保護者の生活力が問題

と思われる。(京都市)

- 景気の低迷が特に家計の所得に影響を与えている。継続的に督促を続けることが必要である。修学旅行を支援するような奨学金制度を設立したらよいと思う。(兵庫)
- 家計の状況を子どもに伝えない親が多いようです。したがって希望者を集めて独自に説明会まで開いているものでも、後から「聞いていない、知らなかった」と親が言うてくる場合があります。学校も家庭も学生本人に自分のこととして認識させることも必要だと思います。(兵庫)
- 保護者が学校に世話になっているという意識がないため、滞納することを何とも思っていない。減免等の添付書類をなかなか持ってこない。→他人事のように。(兵庫)
- 年々滞納者が多く、毎月同じ人が多い。場合によっては授業料免除制度をすすめるが、そのほとんどが「必要なし」と言われる。事務としては手のうちようがないケースが多い。(兵庫)
- 授業料・諸費の滞納者は事務室の担当と連絡をとり合い、奨学金の振込時期を考えたり、親への同意を求めた上、奨学金を授業料・諸費にまわすようにしている。事務とのチームワークが大切であると思います。(神戸市)
- 不況や社会状況の変化が如実に反映されている。既に授免許可者が在学生の2割を超えている。漸増傾向は今後とも続くと思われる。家庭状況の厳しさが生徒の学校生活全般、特に学習面においても影響が大きく感じられる。(神戸市)
- 金銭的に困っている家庭が多い。また、生徒たちの仕事場が減ってしまった。(神戸市)
- 希望者は増えている(予約者)。枠を広げてほしい。(和歌山)
- とにかく授業料を納めてもらうのが毎年大変になってきている。家庭の事情が複雑になってきて連絡をとることも難しい。(和歌山)
- 授業料滞納者に減免をすすめても、周りの目を気にして、減免申請をされない人もいる。減免制度が収入の多い少ないで決定してしまうので、敬遠している人も多いのではないかと思う。(山口)
- 授業料担当者として、保護者に連絡がとれない。連絡をしてくれない。保護者が生徒に経済状況等を話していない。(山口)
- 授業料徴収事務には教育的配慮は不可欠だが、不況等による経済的困窮や納入義務意識の低さなど、いかんともしがたい実情との板挟みにあい、担当者が責任感をつよく持てば持つほど、1人で苦勞することになる。毎日の持ち帰りの督促による電話料金の自己負担。時には家庭や職場を訪ねることもあり、精神的苦痛は年間を通じて途切れることがない。誰しも(管理職と言えども)ダークな部分にはかかわりたくないが、1人で苦勞している授業料担当者を支える体制がないのがどこの学校においてもほぼ共通することである。(高知)
- 今、学校事務職員の中で一番きつい仕事。(高知)

「小泉不況」下の高校生の修学保障に関する調査

道府県名 ()
学校名 ()
課程・学科 (全・定、 普・職)
記入者名 ()

1 授業料等の納入金について

Q 1. 2001年度の授業料はいくらですか？ 定時制・通信制については別の算定のしかたがあればそれを書いてください。

月額()円 ()

授業料が、この前後1～2年の間に値上げがあったか、ある予定があれば書いてください。

いつまで(いつから)() 月額()だった(になる)

Q 2. 授業料以外の学校納付金について

PTA会費 年額()円

生徒会費 年額()円

修学旅行積立金 年額()円

その他、職業科の実習費用、部活動の用具代、「特色」ある教育課程とかかわり野外活動などに要する費用などで、生徒負担上問題点があれば書いてください。

2 授業料滞納の状況について (2001年10月末)

Q 3. 授業料滞納者は、何人ですか？

① 2000年度(平成12年度)分滞納者数 ()人

② 2001年度(平成13年度)3ヶ月以上の滞納者数 ()人

③ 2001年度(平成13年度)2ヶ月分滞納者数 ()人

④ 2001年度(平成13年度)1ヶ月分滞納者数 ()人

Q 4. 上記、2000年度中ならびに2001年度で、2ヶ月以上の長期滞納者の滞納理由や具体的事例などにはどんなものがありますか？ 記入してください。

3 授業料滞納者への対応について

Q 5. 授業料滞納者への対応として、次の事項について記入下さい。

(1) 道府県教育委員会の方針、対策、学校への指導、その問題点等についてお書きください。

また、この間、変更や特徴的な動きがありましたら書いてください。

- (2) 授業料滞納に対する退学、出校停止などの条例・規則などがある道府県市はその具体的内容をお書きください(資料添付でも可)。
- (3) 条例・学則を根拠に、授業料滞納を理由とした処分は何件(何人)、どんな処分がありましたか？
- (4) 滞納者(生徒、保護者)への対応で、担当者(事務職員、学級担任等)の悩みや困難な問題について、具体的にお書きください。
- (5) この間、滞納者が中途退学あるいは卒業する際、生徒(保護者)に対して、どのような措置を講じましたか？ 具体的事例を可能な限り列举してください。

4 経済的理由で退学あるいは修学旅行を取りやめた例について

Q 6 . 99～2001年度に

(1) 経済的理由(と思われる)で退学した生徒の例がありますか？

- ア. 99年度()人 イ. 2000年度()人 ウ. 2001年度()人
エ. わからない

(2) 経済的理由(と思われる)で修学旅行を取りやめた生徒の例がありますか？

- ア. 99年度()人 イ. 2000年度()人 ウ. 2001年度()人
エ. わからない

(3) 修学旅行費用を納入できていない生徒の修学旅行参加はどうしていますか？

- ア. 参加させている イ. 参加させない ウ. その他()

(4) 上記設問(3)でアの場合、どのような措置を講じていますか？ 具体的にお書きください。

1999年度()人 2000年度()人 2001年度()人
主な理由

- (3) 大学、専門学校などの予約奨学金制度(2002年度)の受給希望者は、何人いますか？
ア. SY21 予約(無利子制) ()人 (2001年度受給希望者)人
イ. きぼう21プラン(有利子制) ()人 (2001年度受給希望者)人
ウ. その他() ()人
- (4) 大学、専門学校などの予約奨学金制度の問題点や改善点についてお書きください。

7 修学奨励金について

Q11. 修学奨励金について(定時制のみ)

- (1) あなたの学校に修学奨励金を受給している生徒は何人いますか？

	99年度	2000年度	2001年度(10月末現在)
人 数	人	人	人

- (2) この修学奨励金制度の問題点や改善点について、ご意見をお書きください。
- (3) この修学奨励金制度について、制度の廃止や奨励金の減額に関する文部科学省の事務連絡が出されています(10月25日付)が、各道府県や学校(定時制)で動きがあれば、お書きください。

8 高校生の就修学保障に必要な制度の改善、新たな施策について

Q12. 高校生の就修学を保障するために必要と思われる制度の改善、新たな施策等について、ご意見がありましたら、お書きください。

9 授業料担当者として

Q13. 授業料担当者として、最近の滞納者や減免、奨学金の仕事を通じて感じることを、自由にお書きください。なお、担任の先生の意見なども聞けたら書いてください。